

# 笠間市住生活基本計画 (案)

笠 間 市

## 目 次

序 章 計画のあらまし	
1 計画の目的と位置づけ	1
1) 計画策定の背景と目的	1
2) 計画の位置づけ	2
2 計画の概要	3
1) 計画期間（目標年次）	3
2) 計画策定の経緯	3
第1章 笠間市の住宅事情	
1 地域の概要	4
1) 位置・地勢	4
2) 公共交通	4
3) 土地利用状況	6
4) 上下水道の状況	7
2 居住者の状況	8
1) 人口・世帯	8
2) 住宅の所有関係	18
3 住宅の状況	20
1) 持ち家・借家	20
2) 公営住宅	32
4 市民の意識	34
1) 住みやすさ	34
2) 永住意識とその理由	34
3) 市の施策に対する満足度及び重要度	37
5 上位・関連計画	39
1) 笠間市総合計画	40
2) 茨城県住生活基本計画	41
第2章 住宅施策の課題と理念・目標	
1 住宅施策の課題	44
1) 居住者の状況からみた課題	44
2) 住宅・住環境からみた課題	46
2 基本理念	48
3 住宅施策の目標	50

### 第3章 住宅施策の展開

1	誰もが安定した居住を確保された住まいづくり	54
1)	地域的、社会的ニーズに応じた市営住宅の適切な管理運営	54
2)	民間賃貸住宅への入居支援と住替えがしやすい環境づくり	55
2	環境と調和し、長く住み続けられる住まいづくり	56
1)	環境に配慮し、地域資源を生かした住まいづくり	56
2)	循環型住宅市場の形成と良質で長く利用できる、ゆとりある住まいづくり	57
3	地域の特性に応じた魅力ある住まいづくり	58
1)	立地特性に応じた居住の促進と良好な住環境づくり	58
2)	住み慣れた地域で安心して暮らせる居住の促進と住環境づくり	60
4	安全で安心、そして快適な住まいづくり	61
1)	安心して暮らせる住宅づくり	61
2)	安全で安心な住環境づくり	63

### 第4章 計画実現に向けて

1	住まいづくりの達成指標	64
2	住まいづくりの役割と推進体制	67
1)	住まいづくりの役割	67
2)	住まいづくりの推進体制	68

#### 参考資料

- 参考資料1 住宅性能水準
- 参考資料2 住居環境水準
- 参考資料3 最低居住面積水準
- 参考資料4 誘導居住面積水準

笠間市住生活基本計画策定委員会委員名簿

# 序章 計画のあらまし

## 1 計画の目的と位置づけ

### 1) 計画策定の背景と目的

#### (1) 背景

近年の急速な少子高齢化の進展、人口減少社会の到来を踏まえ、平成 18 年 6 月、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため「住生活基本法」が制定され、同年 9 月に住生活基本法に掲げられた基本理念や基本的施策を具体化し、推進するための「住生活基本計画（全国計画）」が策定されました。

その後、おおむね 5 年を経過したことから見直しが行われ、平成 23 年 3 月に、平成 23 年度～平成 32 年度を計画期間とする新たな計画として改定されました。

住生活基本計画（全国計画）は、昭和 41 年から平成 17 年の 40 年間にわたり全国の住宅供給目標量を定めてきた「住宅建設五箇年計画」に代わり、本格的な少子高齢化社会、人口減少や近い将来直面する世帯数の減少社会の到来など社会情勢の大きな変化に対応すべく、住宅セーフティネットの確保、健全な住宅市場の整備、住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋を示した計画です。

笠間市では、平成 18 年 3 月の旧笠間市、友部町、岩間町の合併により新たな市としてスタートし、本格的な人口減少社会の到来や急速な少子高齢化社会の進展、多様化する価値観や環境問題等に対応した独自性・自立性の高いまちづくりを進めるため、合併後の新しいまちづくりの指針となる「笠間市総合計画」を平成 19 年 4 月に策定しました。

こうした状況を踏まえ、「笠間市総合計画」の中で、

「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間 ～みんなで創る 文化交流都市～」の実現を目指して、市民一人ひとりにとって真に快適さを実感できる住生活を実現するために必要な住宅施策を定めることが必要となっています。

#### (2) 目的

本計画は、上記のような背景を受け、住生活基本計画（全国計画）の目標である、

「安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築」

「住宅の適正な管理及び再生」

「多様な住居ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」

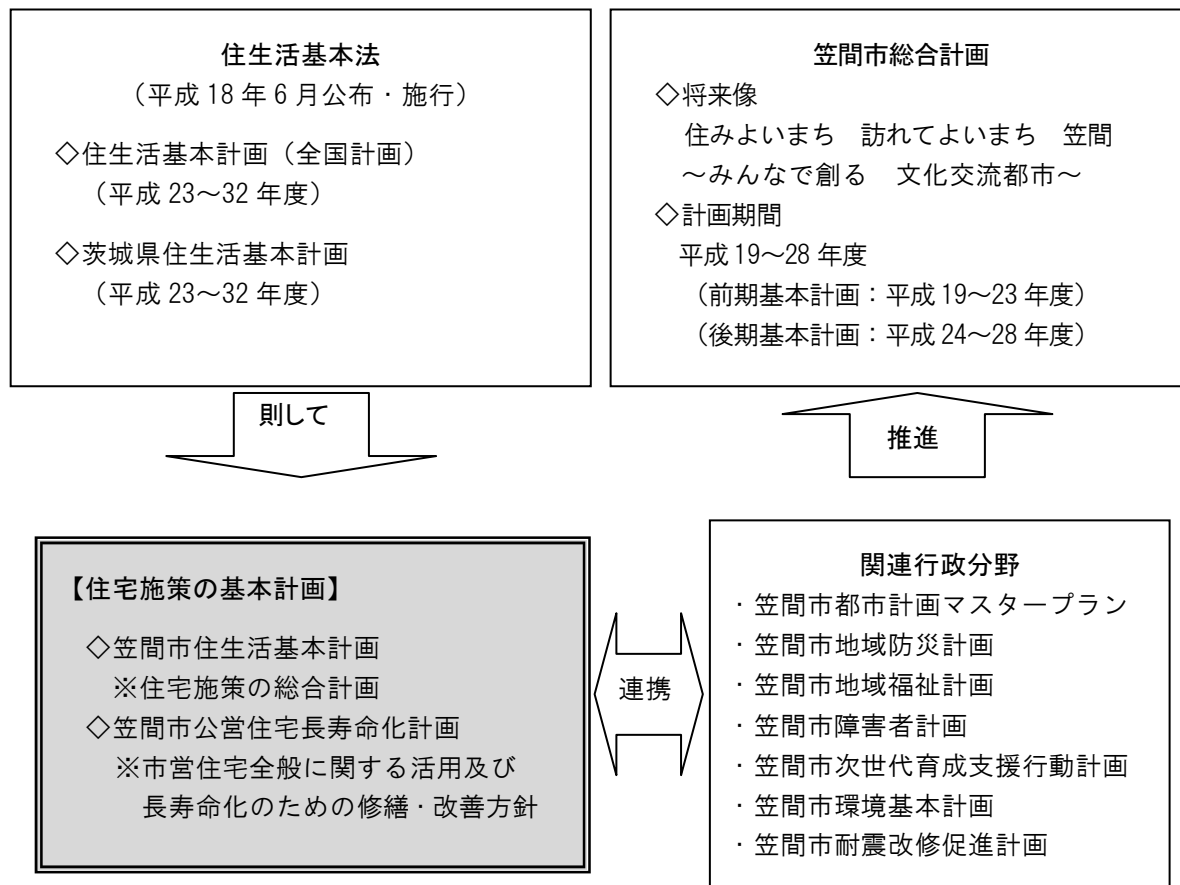
「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」

について、笠間市の住宅事情や市民ニーズ、上位・関連計画などから住生活に関する課題を明らかにし、笠間市の住宅施策を総合的、計画的に推進するための基本的方向性を示すことを目的とします。

## 2) 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法に基づき国が策定した「住生活基本計画（全国計画）」（平成 23～32 年度）、茨城県が策定した「茨城県住生活基本計画」（平成 23～32 年度）及び「笠間市総合計画」（平成 19～28 年度）を上位計画とし、関連行政分野で策定した関連計画との連携を図りながら、住宅施策を総合的に展開するための計画として位置づけます。

図 計画の位置づけ



## 2 計画の概要

### 1) 計画期間（目標年次）

本計画は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 10 年間を計画期間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化及び施策効果に対する評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度 → 目標年次：平成 33 年度

### 2) 計画策定の経緯

本計画策定にあたっては、学識経験者及び市民等によって組織される「策定委員会」及び庁内関係各課で組織される「庁内検討会議」の審議を経て策定しました。

図 計画策定のフロー

